

# 送検されないための安全衛生管理 (2版)

1. 安全衛生管理組織を設けていること。
2. 安全衛生管理の手段や方法が明確であること。
3. 能力のある監督者が必要な権限を与えられ、配置されていること。
4. 安全衛生措置に必要な予算措置等が講ぜられていること。
5. 事業者の示した手段や方法通り安全衛生管理が行われているか監督を尽くしていること。
6. 現場の管理・監督者の安全衛生管理の指揮監督の怠慢を見過ごしていないこと。
7. 事業者として必要な措置の状況を立証できる資料等が保存されていること。

平成24年12月27日



オフィスキャロット 編

## はじめに・・・

事業者として、労働者の安全と健康を確保するために、快適な職場環境の実現と労働条件の改善をすることは、最も大切な務めであり、その実現と改善の明確な方法は法令順守であり、以下の7項目を最低限として、安全衛生管理を実行することです。

言い換えれば、厚生労働省が推奨する「労働安全衛生マネジメントシステム」と「リスクアセスメント」を実施することが送検されない明確な方法です。

忘れていけないことは、・・・

事業者には、“事業主、現場代理人、職場長（営業所長・作業所長）” も含まれます。

\*\*\*\*\*

## 1. 安全衛生管理組織を設けていること。

【組織の規模や管理体制に見合った安全衛生管理を確立していること】

- ① 職務権限規程や安全衛生管理規程があり、役割分担を明確にしてある。
  - ・企業組織に従って、権限と責任を分配すること
  - ・災害発生時における事情聴取の基になっていること
- ② 組織による安全衛生管理を推進するための本社における役割と現場における役割を明確にしてあり、それぞれに責任者を配置し業務を遂行できる体制を確立している。
  - ・本社においては、安全衛生指導部門の設置とその役割、安全衛生委員会の設置等。
  - ・現場においては、安全衛生責任者（現場代理人）・職長・作業主任者・業指揮者の配置

## 2. 安全衛生管理の手段や方法が明確であること。

【従業員によく分かる安全衛生管理の進め方や、手法を明示していること】

本社：企業としての理念「安全衛生管理の基本方針」の明示

- ① 中長期をにらんだ「5ヶ年計画」等を本社が策定していること。
- ② 中長期計画をうけた「単年度計画」の作成と関係者への周知をすること。
- ③ 支店等は「単年度計画」をうけた「実施計画」を作成し関係者へ周知してること。  
(周知の徹底を確実にするために従業員及び関係請負人を集め具体的に説明していること)

現場：現場としての方針「安全衛生の活動計画」の明示

- ① 現場は活動計画をうけて、現場の特性を盛り込んだ「安全施工計画」、「安全衛生管理計画」を作成し、工事関係者に対し周知し、実施の徹底を確実にしていること。
- ② 安全施工計画等を実の有るものにするために毎月の安全施工サイクル（災害防止協議会等）及び毎日の安全施工サイクル活動の工事安全打ち合わせ会等に連動させた場内巡視等でフォローしている。

※ 関係請負人が、本社・現場の実施項目に準拠し実施していること。

### 3. 能力のある監督者が必要な権限を与えられて配置されていること。

【各種管理者を現場へ配置していること】

【同上の業務を遂行することのできる能力と権限を付与していること】

安全衛生管理組織を設け、安全な作業手段・方法を示しても、組織に十分な能力のある「現場代理人」及び「その下位の責任者」が任命され、かつ、必要な権限が与えられていなければ、それを実行できない。

具体的には、各級の管理者が任命され、所要の安全衛生管理が確実に実施できるよう配置されていること、そうでなければ事業者の責任は免れない。たとえ人を配置していても、その監督者に必要な能力がなければ「選任」を尽した事にはならない。能力が不足していると思われる者を選任しようとするときは、安全衛生教育等を十分に行っただうえで、上級管理者に付けて見習いをさせるなどして、事前に所要の能力アップを確実にしておく必要がある。

### 4. 安全衛生処置に必要な予算措置等が成されていること。

【各種の管理者が業務を遂行するに足りる経費などが確保されていること】

権限と能力をもった管理者を現場に配置していても、その者に十分な安全管理ができる予算を認めず、単に精神主義のみでの安全衛生管理をさせていないこと。

この面からの事業者の責任をも果たしていること。

※ 特に、不況下における事業者は、予算カットを強調すれば“管理者は、業務を遂行するために安全衛生管理費をカットするという選択をする恐れがある”ことに留意して置かなければならない。

“予算がなかったので、安全の措置が出来なかった”という弁解が現場から出たときには、責任を免れることはできない。

### 5. 事業者の示した手段や方法通り安全衛生管理が行われているか監督を尽くしていること。

【本社の事業主や経営首脳が現場巡視により確認・指導を行っていること。】

【必要な安全衛生情報が普及・指導されていること。】

組織や規程を立派に作成していても、実際の作業場所である現場において、その通りに実行されていなければ何にもならない。従って、現場で事業者の定めたとおり、安全衛生管理が行われているかをパトロールで確認したり、報告を求めたりしていること。

※ 例えば、法令や規則の改正のあった際に改正条文や内容を通達するだけで、本当に理解しているか、実行されているかなどについて全く確認したりしていない場合は、最高裁判決のいう「監督を尽くした」ことにはならない。

## 6. 現場の管理・監督者の安全衛生管理の指揮監督の怠慢を見逃して見ないこと。

【現場の管理・監督に不十分なことがあったとき放置・黙認せず、本社の事業主や

経営首脳陣は、必要な指導を行い改善に努めること。】

会社代表者、又は代わって安全衛生管理を行う総括安全衛生管理者（安全衛生担当役員）含む各ラインの安全衛生の責任者が、所長以下の「行為者」の安全衛生管理が不十分な事を知りながら、これらを放置、黙認してはならない。この場合、元方事業者（元請）又は事業者（下請）としての違反防止措置を尽くしたことになる。

\* 「行為者」に該当するのは、

元請：各現場の所長工及び工事担当者

下請：現場代理人、安全衛生責任者、職長、作業主任者（又は作業指揮者）等

## 7. 事業者として必要な措置の状況を立証できる資料等が保存されていること。

【違反防止に必要な措置を講じた各種記録（証拠書類）を残すために様式を定め、

保存しておけるように配慮すること】（下請業者としては、特に重要）

- ① 作業計画書、作業標準書、作業手順書の作成と施工体制台帳の整備。  
（施工体制台帳の整備として、重層下請・有資格者・作業員の把握と元請けへの報告）
- ② 安全ミーティング、危険予知活動、作業開始前の点検整備、作業中の指導監督の状況。
- ③ 機械・電動工具・脚立等を現場に持ち込み、再下請業者に貸与している場合、注文者としての点検記録。
- ④ 安全パトロール等の記録（事業主又は安全衛生推進者等の実施状況）
- ⑤ 自社従業員の安全衛生教育及び健康診断の実施と適正配置の記録。
- ⑥ 建設工事に必要な有資格者の養成  
（安全衛生責任者・職長・作業主任者・作業指揮者・大型機械取扱の免許又は技能講習修了者・玉掛技能者等の確保）

\*\*\*\*\*